

# 特定事業継続力強化設備等の特別償却

対象税目：所得税、法人税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

○頻発・激甚化する自然災害により中小事業者においては、事業停止やサプライチェーン寸断といった多大な影響が想定されるところ、BCP策定をはじめとした防災に関する取組を進める必要がある。事業者の設備投資計画において、優先順位の低い防災・減災投資へのインセンティブ措置を行うことで、事業者の事前防災・減災対策を推し進め、災害時の影響が最小化できることを目的とする。

当該措置の政策体系における位置づけ

○7. 中小企業の発展  
（経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）[https://www.meti.go.jp/policy/policy\\_management/kihon-keikaku/R8\\_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf)）

② 現行制度の概要

根拠条文：租税特別措置法第11条の3、第44条の2  
創設年度：令和元年度  
適用期限：令和9年3月31日  
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：無】

○中小企業が自然災害等に備えた事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。）第11条の3及び第44条の2において措置されている。  
青色申告書を提出する中小企業者等であって、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和9年3月31日までの間（以下「認定対象期間」という。）に中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第56条第1項又は法第58条第1項の認定を受けた中小企業者が、その認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間（以下「適用対象期間」という。）に、その認定に係る法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画又は法第58条第1項に規定する連携事業継続力強化計画（法第57条第1項又は法第59条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に記載された対象設備を、取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却16%の税制措置を受けることができる。

減収額

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度（推計）
金額（億円）	0.02	0.23	0.07	0.09	0.02	0.09	0.07

（出所）「財務省：租税特別措置の適用実態調査」の適用額から推計。

③ アクティビティ

○税制措置導入によって中小事業者の投資行動における優先順位の低い防災・減災投資を、事業者にとって負担の少ないかつよりスムーズに効果が発現する手段で促進し、事前対策を充実させることで災害発生時などの被害を最小限に食い止め、事業停止やサプライチェーン寸断といった波及的影響を最小限に食い止めること。

④ アウトプット

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度（推計）
件数	7	26	20	15	9	13	15
適用額（億円）	0.1	1.0	0.3	0.4	0.1	0.4	0.3

（出所）「財務省：租税特別措置の適用実態調査」

# ○アウトカムに対する効果分析

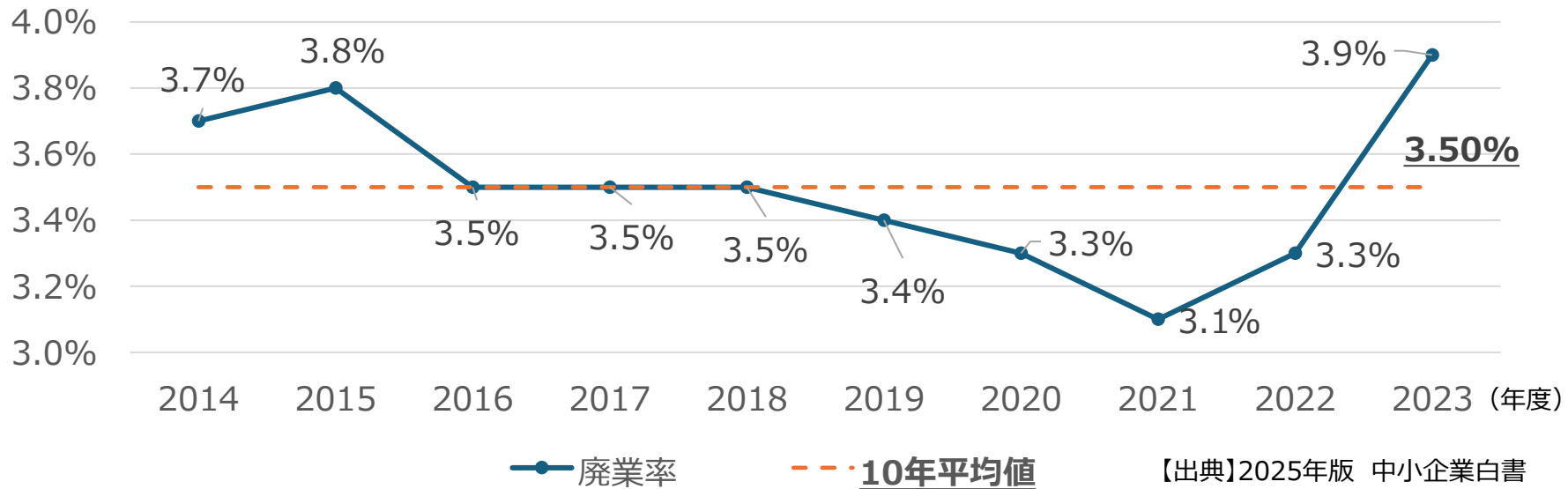
アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○当該措置が法の認定を受けた事業継続力強化計画にて計画された設備の取得等が条件であることを踏まえ、短期アウトカムには事業継続力強化計画認定事業者のうち設備投資を計画している者の事業継続（認定後2年後）を設定する。
⑤ 短期アウトカム	○事業継続力強化計画認定事業者のうち設備投資を計画している者が認定後2年後も事業継続していること。 目標値：事業継続率93.1%（中小企業白書の廃業率3.5%（10年平均値）から見た、2年後の平均事業継続率）
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○事業継続力強化計画認定事業者のうち設備投資を計画している者が、設備導入効果により中期的にも事業継続する。
⑥ 中期アウトカム	○事業継続力強化計画認定事業者のうち設備投資を計画している者が認定後5年後も事業継続していること。 目標値：事業継続率83.7%（中小企業白書の廃業率3.5%（10年平均値）から見た、5年後の平均事業継続率）
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○事業継続力強化計画認定事業者のうち設備投資を計画している者が、設備導入効果により長期的にも事業継続する。
⑦ 長期アウトカム	○事業継続力強化計画認定事業者のうち設備投資を計画している者が認定後10年後も事業継続していること。 目標値：事業継続率70.0%（中小企業白書の廃業率3.5%（10年平均値）から見た、10年後の平均事業継続率）

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
事業継続力強化計画制度の認定者データ	設備投資計画者数を取得できるため（中小企業庁が保有するデータ）
国税庁法人番号公表サイト	法人番号の変更履歴情報から解散等の事実が確認できるため

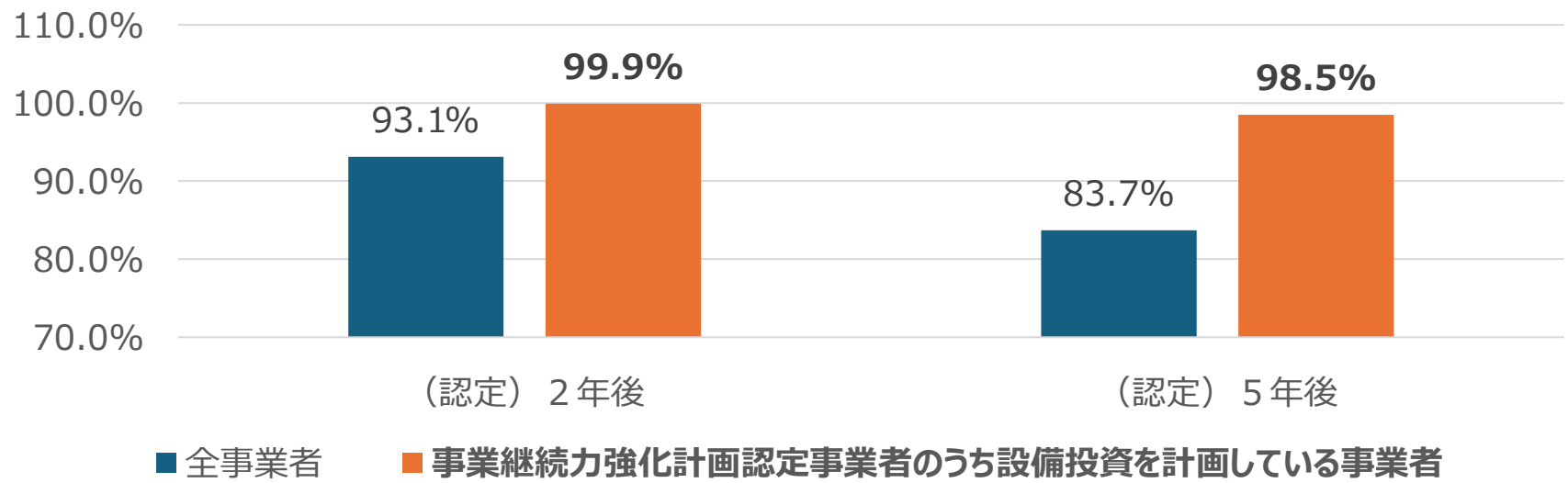
●分析手法：中小企業白書から推計した事業継続率と、認定案件の実績データに基づいた事業継続率を比較。  
 選定理由：本税制の適用対象となる全事業者のデータから算出することが可能。

○分析

### 廃業率の推移



### 事業継続率



※全事業者：1年後の事業継続率 = 1 - 0.035 (10年平均廃業率3.5%) = 0.965 (96.5%) として算出

# ○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<p>○目標値：事業継続力強化計画認定事業者のうち設備投資を計画している者が認定後2年後も事業継続していること。</p> <p>(直近の状況) →認定後2年後の事業継続率99.9%</p>	<p>○目標値：事業継続力強化計画認定事業者のうち設備投資を計画している者が認定後5年後も事業継続していること。</p> <p>(直近の状況) →認定後5年後の事業継続率98.5%</p>	<p>○目標値：事業継続力強化計画認定事業者のうち設備投資を計画している者が認定後10年後も事業継続していること。</p> <p>(直近の状況) →令和元年度に認定された者の令和7年度末での事業継続率98.2%</p>

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	達成。	達成。	今後検証。 (制度創設から10年後の2028年から順次、事業継続力強化計画の認定後10年後の事業継続率を確認して検証を進めていく。)

③ 政策効果等	<p>事業継続力強化計画の認定を受けて設備投資を計画した者の2年後、5年後の事業継続率を、「中小企業白書」で確認した中小企業の廃業データを踏まえた事業継続率と比較。「中小企業白書」のデータを踏まえた2年後の事業継続率は93.1%、5年後の事業継続率は83.7%。認定を受けて設備投資を計画した者の事業継続率は2年後が99.9%、5年後が98.5%であり、一定の効果があつた。</p> <p>また、制度創設から10年後の2028年から順次、事業継続力強化計画の認定後10年後の事業継続率を確認して検証を進めていく。</p> <p>なお、国土強靱化年次計画2025における事業継続力強化計画認定件数目標90,000件/令和8年度に対し97,768件/令和7年度。事業継続力強化計画の認定事業者における累計の投資実施者数目標3,360者/令和11年度に対し531者/令和7年度となっている。</p>		
---------	--	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<p>当該措置以外には金融支援（日本政策金融公庫による低利融資）を講じているが、当該措置は設備取得後の特別償却であるのに対し金融支援は設備取得時の資金調達を支援するものであるため明確に役割分担されている。</p>		
---------------------------	--	--	--

⑤ 見直しの方向性	<p>中小企業における防災・減災の強化による事業継続という政策効果を高める観点から、見直しを検討する。</p>		
-----------	---	--	--

主担当部局：中小企業庁 経営支援部 経営安定対策室  
 共管担当部局：-